

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ✓ 65歳以上である。
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている。
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下である。

請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ② 年金を受給しはじめる方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

- ✓ 日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

▶ 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

【ねんきんダイヤル】：0570-05-1165 (ナビダイヤル)

年金給付金

検索



健診のご案内

☎健康福祉課健康推進係(8・9番窓口) ☎64-1120

40歳以上の方が対象とされている特定健診ですが、さらに若い方にも健康意識をもっていただくために、湯浅町国保では若年者健診も実施しています。集団健診では20歳から、人間ドックは30歳から受診していただけます。「年に一度はカラダのチェック!!!」を習慣づけましょう。

※各種健診を無料で受けることができるのは、それぞれ年度内に1回(集団または個別のどちらか)となっています。
※特定健診(集団または個別)、人間ドック、脳ドック、一日ドックは、年度内にいずれか1つしか受診できません。

健診日 場 所 定 員	11月15日(日) 湯浅町役場庁舎 120名	令和3年1月17日(日) 湯浅町役場庁舎 120名
健診項目	特定健診 (20歳以上の国保・後期加入者と40歳以上の社保の被扶養者) 胃がん・大腸がん・肺がん検診 (40歳以上の方、ただし20歳以上の国保加入者も対象) 前立腺がん検診 (50歳以上の男性) 乳がん検診 (40歳以上の女性) 子宮がん検診 (20歳以上の女性)	
受付時間	8時00分～10時00分	
料 金	無料 ただし、湯浅町国保・後期以外の保険加入者の特定健診料については、各保険者にお問い合わせください。	
申込方法	電話又は窓口で予約できます 健診日の1週間程前に、役場から問診票等を送付させていただきます。 ※社保の被扶養者の方の特定健診受診については、別途健診センターへの申込みが必要です。	
締 切	健診日の10日前まで ※定員に達した時点で受付終了となりますので、お早めにご予約ください。	

・集団健診会場にて受診いただいた方全員に粗品をお渡しいたします。

湯浅町国民健康保険にご加入の方限定

- ① 上記の集団健診で特定健診を受診していただくと、オプション検査が追加できます。
2月・3月の集団健診では実施しませんので、ぜひこの機会にお申込ください。
●身体年齢(1月のみ) ●血管年齢(11月のみ) ●骨密度(11月・1月)
健診当日、受付でご希望の検査を1つ選んでいただけます。
※機器の都合上、検査内容が変更となる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ② 令和2年4月～令和3年2月末までに特定健診(個別・集団・人間ドックのいずれか)を受診いただいた方の中から、抽選で150名に3千円分の商品券が当たります。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、集団健診が中止となる場合があります。また、2月以降の集団健診は毎年組み合わせますので、できるだけ早めの受診をお勧めいたします。